

施策の方向性	計画記載内容	実施状況	成果
(1)むさしのEcoreゾートを拠点とした環境啓発の推進	環境啓発の拠点施設として、多様な環境啓発の取り組みを推進	①コロナ禍の時期に閉館し、令和5年度より通年開館 ②年代に応じた啓発の取組 小学生以下：工作などのワークショップ 小中学生：見学や職場体験 高校生・大学生世代：課題解決型プログラム、活動発表 大人向け：講演会、ワークショップ ③幅広い環境分野の市民団体や業界団体等と連携した「むさしの環境フェスタ」や各種環境啓発事業の実施 ④ホームページやSNSによる情報発信 ⑤施設を拠点とした市内全域での啓発の取組 ・各コミセン及び商業施設でのパネル展示の巡回 ・武蔵野プレイス等で講座を実施	①施設利用やイベント参加を通じて多くの方に環境啓発を実施することができた(令和6年度来館者数99,517人)。 ②ワークショップ参加者のアンケートでは「今後環境配慮行動に取り組みたい」と回答した方が74%(n=403)を占め、啓発につながった。 ③令和6年度むさしの環境フェスタの出展者数は27団体、来場者数は約5,500人。幅広い市民の方に楽しみながら環境について考える機会を提供した。 ④令和6年度のEcoreゾート公式ホームページのアクセス数は54,971件、Facebookフォロワー数268人、Instagramフォロワー数1,058人。SNS投稿件数は約150件 ⑤施設来場者はもちろん、環境以外の目的で市内の各施設を訪れる市民にも環境啓発の機会を設けた。
(2)環境啓発に関する総合的なネットワークの構築	環境に関する総合的なネットワークの構築の推進と各主体が行う取り組みの支援	①施設開設に向けて約50団体、約100名が登録された連携会議のメール配信ネットワークを構築。令和6年度からメールを毎月配信(登録者数89名)。 ②環境啓発活動を行う市民団体等に対し、活動する場所、費用、広報を支援 <R6年度実績> 施設予約利用(39件) 環境啓発事業費補助金制度(1件) ワークショップ参加の枠組の整備 (94回ワークショップ開催。うち市民団体等51件、市内・近隣の大学・事業者等18件)	①メールにて施設での出展公募、イベント開催の情報提供を行ったほか、各団体からの情報を集約して展開し、各団体の主体的な取り組みを支援した。 ②市民団体等の活発な活動につながった。
	新たなつながりが新たな価値を生み出す仕組みの検討	③武蔵野市を中心に沿線の高校・大学世代向けにYouthプロジェクトを実施 R6年度よりYouthフォーラムを開催(9月)	③Youthフォーラムに23団体79名が参加し、クラブや研究室での活動内容を相互に発表し、新たなつながりを構築した。その後、参加団体により自主的にワークショップが開催されたほか、参加した学生が施設を使用して探究学習・SDGsをテーマとしたイベント(ゆるSDGs)を企画し、他の参加団体も合流して開催(3/22,23の2日間で約3,800人来場)されるなど、広がりのある自主活動につながっている。
(3)多様な価値観や関心に訴える学びの創出	多様な市民の価値観や関心に訴えかける学びの創出	①自治体主催で初となる「気候市民会議」を開催 無作為抽出による幅広い世代の68名の市民により、市民が取り組むべきと考える気候変動対策や目指すべきまちの姿などについて議論。 ②「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」の作成 ・気候市民会議の議論を踏まえた市民一人ひとりができる気候変動対策の具体的な行動を実践していくために後押しとなる情報を掲載した「むさしの市民エコアクション」を作成し、全戸配付。 ・エコアクションのパネルを作成し、各コミセン・商業施設等で出張展示、Ecoreゾートで常設展示を実施。 ③「むさしのエコポイント事業」の実施 エコアクションの実践と定着化に向けて、エコアクションをポイント化し景品交換できるプログラム事業を実施。 ④環境側面だけでなく、楽しむ仕掛けを重視したイベントの実施 エコクッキング、映画の上映会、気象キャスターや芸能人など著名人による講演会 ⑤年代に応じた啓発の取組【再掲】	①無作為抽出の手法により、これまで関心の低かった市民も気候変動対策や目指すべきまちの姿などについて考える場の創出につながった。参加者を対象に実施したアンケートでは90%以上の方が参加してよかったと回答した。 ②市民自らが考えた具体的な行動指針として、気候市民会議の議論を踏まえたエコアクションをまとめたこととあわせて、有益な情報を掲載し、全戸配付することで、市民全員への意識の啓発、周知を効果的に図ることができた。 ③1448世帯(市内約2%)が参加し、参加者へのアンケート結果では、初めて実践した取組がある人は7割以上で、「楽しく色々なことを学べよい機会となった」という意見が多く、楽しく取り組み、市民の行動変容のきっかけ作りにつなげることができた。 ④環境に関心が薄い方々を含め、多様な市民の講座等への参加を促進し、環境について学ぶ機会を提供した。 ⑤施設利用やイベント参加を通じて多くの方に環境啓発を実施することができた。【再掲】
(4)新しいテーマ、新しい視点の環境情報の発信	新しい環境のテーマについての情報収集と市民等との共有	①自治体主催で初となる「気候市民会議」を開催【再掲】 ②「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」の作成【再掲】 ③「むさしのエコポイント事業」の実施【再掲】	①無作為抽出の手法により、これまで関心の低かった市民も気候変動対策や目指すべきまちの姿などについて考える場の創出につながった。参加者を対象に実施したアンケートでは90%以上の方が参加してよかったと回答した。【再掲】 ②市民自らが考えた具体的な行動指針として、気候市民会議の議論を踏まえたエコアクションをまとめたこととあわせて、有益な情報を掲載し、全戸配付することで、市民全員への意識の啓発、周知を効果的に図ることができた。【再掲】 ③1448世帯(市内約2%)が参加し、参加者へのアンケート結果では、初めて実践した取組がある人は7割以上で、「楽しく色々なことを学べよい機会となった」という意見が多く、楽しく取り組み、市民の行動変容のきっかけ作りにつなげることができた。【再掲】
	これまでにない切り口の環境情報の発信	④「海洋プラスチック」「製品プラスチック分別」「都市鉱山」「種の保存」「水循環」などをテーマとしたワークショップや講演・講座の実施 ⑤エコアクションや海洋プラスチックに関する啓発記事をSNSで発信 ⑥市民団体によるグリーンインフラ「雨にわ」の実証実験に協力 雨にわ及び展示パネルの設置場所の提供、周知協力 ワークショップの会場提供 ⑦環境以外の分野と連携し、Ecoreゾートを会場とするイベントを開催。イベント内で環境に関するワークショップを実施	④子ども・子育て世代向けワークショップや大人を対象とした講座「環境の学校」を通して、新しい環境のテーマについて取扱い学ぶ機会を創出した。 ⑤話題になっている環境課題について知っていただく機会を提供した。 ⑥「雨にわ」についてのワークショップが4回開催され、参加者は計画から手づくり施工を体験し理解を深めることができた。第5回グリーンインフラ大賞で国土交通大臣賞を受賞した。 ⑦イベントの周知や、イベント会場で環境に関するワークショップ等を開催することを通じて、日頃環境問題に関心のない方にも環境について知るきっかけとなるような発信ができた。(令和6年度来場者数「あったかまつり」約3,900人、「農産物品評会」約4,300人)
(5)環境マネジメントシステムを通じたさらなる市職員の意識の向上	環境マネジメントシステムの継続的な改善	①省エネ・省資源・ごみの排出に関する事業所としての活動指針としている「エコオフィスむさしの活動」については、適宜見直しを実施。 ②システムそのものの大幅な見直しについては、未実施。	①気候変動の適応策として、R3.9月～年間を通して職員自らが気温等を考慮し、時分(自分)に合った適切な服装を選択できるものとする「むさしの“ジブン”スタイル」の運用を開始した。 ②市独自のEMS運用開始から8年間で経過し、少なからずPDCAが形骸化しつつあるため、より効果的な運用となるようシステムそのものの見直しは課題であるが、環境基本計画や武蔵野市の環境保全にも影響があることから慎重に検討する必要がある。
	環境マネジメントシステムの積極的な広報の検討	—	新入職員へのEMSの周知徹底も含め、市職員全員の環境に対する更なる意識の向上につながる積極的な周知はできていない。

評価(考察)

・むさしのEcoreゾートについては、令和2年11月に開館し、当初はコロナ禍の影響によりイベント等の環境啓発活動が制限されていたが、その間に運営会議の意見を聞きながら市民団体等の支援制度等を整備できた。令和5年度から通年開館できるようになり、管理運営方針に基づく各事業を実施するとともに、市民団体等が環境啓発活動しやすい環境を作ることができた。また、各世代へ向けたプログラムを実施し、様々な市民団体等と連携し幅広いテーマでワークショップを開催していることなどにより、来館者数は増加傾向にあり令和6年度は約10万人に達したが、今後、環境啓発の拠点として、多様な主体との連携、ネットワーク構築に向け、学校や事業者等との連携を図っていく必要がある。**R7年度に実施したEcoreゾートに関する市民アンケートの結果では、利用者からは一定の評価を受けていることが伺えるものの、未利用者の施設を利用したことがない理由としては「施設を知らない」との回答が最も多く、今後は、施設の認知度向上に向けた広報活動の強化が必要と考えられる。**
 ・令和4年度に自治体主催で初となる「気候市民会議」を開催し、無作為抽出の方式を取ることにより、関心度が低いと思われる層も含め、幅広い世代の市民が参加し、市民が取り組むべきと考える気候変動対策や目指すべきまちの姿などについて議論した。この会議での議論を踏まえ、今後の市民の気候変動対策の行動指針となる「むさしの市民エコアクション」を作成し、全戸配付を行うことで、市民に気候変動対策の必要性を幅広く周知し、エコアクションに取り組むきっかけづくりを提供することができた。
 ・市独自の環境マネジメントシステムについては、更なる効果的な運用に向けて、システム自体の見直しを行っていく必要がある。

環境方針1(地球温暖化・エネルギー) 地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します

施策の方向性	計画記載内容	実施状況	成果
(1)これからの家庭における効率的なエネルギーの活用	住宅の省エネ機器等に対する既存の助成制度の定期的な改善	①効率的なエネルギー活用推進助成制度 ・助成対象設備の見直し(費用対効果(CO2削減)の高い設備等を選定) ・助成対象経費の拡大 ・助成対象者にマンション管理組合を追加	①申請件数が増加し(太陽光発電設備の申請件数は5年前に比べ約4倍)、市全体のエネルギー消費量の約4割を占める家庭部門のCO ₂ 排出量の削減に寄与した。
	排出係数の低い電気事業者の選択が地球温暖化の解決につながることを周知と市民がクリーンな電気を購入することの促進	②むさしの市民エコアクションの作成 ・再エネ電気切替の効果の周知(年間800kg-CO ₂ /人の削減効果) ③家庭向け再エネ電気切替協力金支給事業の実施 ・再エネ電気への切替を行った世帯に対し協力金2万円を支給 ④むさしのエコポイント事業の実施 ・再エネ電気への切替を行った世帯に対し景品交換できるポイントを付与	②再エネ電気への切替を紹介したむさしの市民エコアクションを全戸配布したことにより、再エネ電気切替の意義と効果を周知した。 ③気候市民会議の意見を踏まえ、家庭向け再エネ電気切替協力金支給事業により、新規に422世帯が再エネ100%の電気契約プランに切り替えた。これにより、年間約717.4t-CO ₂ の削減を見込む。(1世帯当たり1.7t-CO ₂ の想定。) ④むさしのエコポイント事業においてポイント付与対象のエコアクションとすることで、市民の再エネ電気への切替を促進した。
(2)事業者のニーズに応じた支援・連携の推進	事業者への支援とより深い事業者との連携を目的とした既存の制度の抜本的な改善や新規制度の創設の検討	①グリーンパートナー制度を見直し、2050ゼロパートナー制度を創設 新たに12件の事業者を2050ゼロパートナーとして認定	①2050ゼロパートナー認定事業者の環境配慮の取組を、市のSNSやむさしのエコレポートでの展示などで発信し、事業者を支援するとともに、新たな地球温暖化対策の取組を促進した。
(3)公共施設における先進的なエネルギー施策の推進	公共施設の建設に際する環境配慮基準の設定	①「公共施設の環境配慮指針」の策定 エネルギー消費性能水準を「ZEB Ready」、創エネ設備を原則設置とした整備水準を定めた指針を施設所管課に周知	①令和5年6月以降、対象となる建築行為(本町コミュニティセンター・武蔵野温水プールの改築等)に指針を適用し、設計を進めている。
	エネルギーをスマートに創り、活用するための先進的な施設整備を引き続き進め、施設同士のエネルギー連携を検討	②公共施設に太陽光発電設備を設置し、創エネの取組を継続実施 R3.7桜堤調理場に設置(4.5kW) R7.3第五中学校校舎屋上に設置(31.9kW) ③公共施設における最適な再エネ電力の調達方法を検討 ④ムーバスのEV車両にごみ発電電力を供給 ⑤運営事業者と連携し、CEMSや蓄電池を活用した地産地消のシステムをブラッシュアップ	②これまでに設置された太陽光発電設備の総容量が609.82kWとなった。 ③コスト面と環境面に配慮した再エネ電力の調達方法及びごみ発電電力を一層効率的に活用するための方法について整理し、今後の再エネ電力の調達方法の方向性を示した。 ④ごみ発電電力の供給を受けてムーバスのEV車両が走行することにより、ゼロカーボン・ドライブを実現するとともに、環境啓発を行う。 ⑤ごみ発電電力の地産地消率の向上が図られた。
	公共施設の施設機能の周知と施設を通じた環境啓発を意識した施設整備の推進	⑥むさしの自然観察園において温度差エネルギー(地下水熱)を利用した空調設備を活用し、来園者に啓発を実施 ⑦改築された学校においても太陽光発電の発電量が見える掲示板を設置 第五中学校	⑥温度差エネルギー(地下水熱)を利用し、環境に配慮した施設運営と、来園者への環境啓発を継続した。 ⑦学校において、児童・生徒及び周辺住民に対し環境学習の機会を提供した。
(4)新しい地球温暖化対策の検討	地域特性を生かすことを意識しながら新しいエネルギーの活用を検討	—	インフラ整備や技術開発が十分に進んでいないため、新たなエネルギーを活用した水素燃料電池バスやペロブスカイト等の導入は実現していない。
	排出権取引やPPS切り替え、自己託送等、間接的に温室効果ガスを削減する手法を研究	①森林環境譲与税を活用したカーボン・オフセットの試行実施 鳥取県有林J-クレジット60t-CO ₂ 分を購入 ②公共施設に再エネ100%電力を導入 令和5年度 高圧受電施設49施設 令和6年度 高圧受電施設2施設、低圧受電施設30施設を追加	①森林環境譲与税を活用し、事業交流のある鳥取県の森林保全の促進に貢献するとともに、令和6年度に庁用ガソリン車約48台が走行時に排出したCO ₂ のオフセットを図った。 ②公共施設に再エネ100%電力を導入したことにより、令和6年度は約4,890t-CO ₂ 分のCO ₂ 排出量を実質ゼロにした(令和5年度比)。
(5)地球温暖化の適応策の体系化と推進	気候変動による災害対策や気温上昇による働き方改革、農業のあり方の変更等、多岐にわたる適応策について体系化	—	事業ごとに適応策を行っており、部署間で連携して取り組んでいるものもあるが、体系化はできていない。
	関連部署と連携しながら、地球温暖化の中を生きるための施策を総合的に推進	①熱中症対策事業の実施(健康分野) クーリングシェルター(むさしのいつとき避暑地)の設置(40箇所) クーリングシェルター施設管理者のための応急処置等講演会の開催 民間クーリングシェルター施設募集要項の設定及び募集 熱中症(特別)警戒アラートの運用 民間企業との連携・協働のため協定書を締結(1社) ②雨水の利活用と水循環の推進(水循環・水資源、自然災害分野) 住宅における雨水浸透施設と雨水タンクの設置費用に対する助成金を交付 ③災害に対する情報提供(自然災害分野) 災害の事前の備えとして、防災ハンドブックや浸水ハザードマップ等による情報提供を実施	①気候変動適応法の一部改正に対応し、熱中症予防のクーリングシェルター(むさしのいつとき避暑地)として公共施設40箇所・民間施設4箇所を設置し、開放した。また、熱中症(特別)警戒アラートの運用を開始し、自発的な予防行動や見守りや声かけ等の行動の呼びかけを行っている。 ②住宅において、湧水時でも水を利用できるように雨水を一時的に貯めて有効活用する雨水貯留タンク(R3~R6年度:138件)の設置や、局地的大雨等の浸水被害を防ぐための雨水浸透施設(R3~R6年度:150件)の設置に係る費用に対し助成金を交付し、普及促進を図った。 ③防災情報マップ及び防災ハンドブックの内容を最新情報に一部修正したほか、外国人のための防災ハンドブックを作成し、すべての市民が防災対策をとれるようにした。

評価(考察)

・令和3年2月にゼロカーボンシティを表明し、市民や事業者を対象とした取組や、公共施設における先進的なエネルギー施策を推進してきたところであるが、特に公共施設における先進的なエネルギー施策は、武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021(事務事業編)2022改定版で中間目標と定めたR12(2030)年度までに温室効果ガス排出量を40%削減するという目標に対しR6年度は37%削減しており、順調に進捗しているといえる。
 ・一方で、区域施策に関しては、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標値53%(2013年度比)に対し、最新のR4(2022)年度実績は11.3%と大きく下回り、目標達成までの道のりは大変厳しい状況にある。
 ・市内の温室効果ガス排出量の約4割を占める事業者に対する施策としては、新たに「2050ゼロパートナー制度」を創設し、取り組んでいるものの、アンケート調査の結果からは、市の施策がほとんど認知されていないという状況が明らかで、今後は事業者のニーズを的確に把握するとともに、情報提供や連携の方法を一層工夫していくことが必要とされる。
 ・家庭向けの施策としては、気候市民会議の意見を踏まえ、家庭向け再エネ電気切替協力金支給事業やエコポイント事業など、様々な事業を展開してきているが、引き続き環境啓発事業と連携して市民の環境配慮行動の後押しとなる施策の推進をしていく必要がある。
 ・市民アンケート調査の結果では、市の個別施策への認知度が低いと、市民に実感されていないことが伺える。中でも、地球温暖化の適応策については、比較的「満足・やや満足」の回答割合が高く、クーリングシェルターの開設など市民に身近な事業として認知度が高いものと推察される一方で、近年の災害レベルの酷暑により、暑さ対策の強化が必要とされている。

環境方針2(廃棄物) ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します

施策の方向性	計画記載内容	実施状況	成果
(1) 一歩進んだごみの発生抑制の推進	ごみの最終処分に関する逼迫した状況の喚起と3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する取り組みの推進	①市内在住の親子30名を対象に夏休みごみ探検隊を実施 ②環境や3Rに関する展示、環境講座を実施 環境講座実績:3回・参加者44名(令和6年度) ③環境にやさしい買い物キャンペーンを実施(10月) パネル展示、ポスター・横断幕・フラッグ掲示、バス車内等で啓発放送を流し、レジ袋削減を喚起	①参加者に二ツ塚最終処分場の状況について周知するとともに、ごみの減量やごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深める機会となった。 ②楽しみながらごみと環境について考える機会を市民に提供した。 ③レジ袋削減とマイバック持参について啓発を行い、買い物で発生するゴミの抑制を図った。
	不要なものを作らない、買わないという市民、事業者等の意識を啓発する事業の推進	④リユース掲示板「むさしのエコポ」の実施 ごみにしない選択肢の提示 ⑤環境や3Rに関する展示、環境講座を実施【再掲】 環境講座実績:3回・参加者44名(令和6年度)	④令和5年度より導入した電子申請により、申込数及び成約数が対前年度比で約2倍に増加(前々年度比約3.2倍)する等、大幅な利用拡大を引き続き実現し、ごみの減量に寄与した。 ⑤楽しみながらごみと環境について考える機会を市民に提供した。【再掲】
	★新規★	⑥市内産及び友好都市産野菜等を活用した独自の「食品ロス”しない”レシピ」を開発し、食育フェスタ(健康課主催)で提供	⑥職員が随時調理することで、予約不要で来場者508名に対して214食を提供し、試食やレシピの提供を通じて、来場者に具体的な食品ロスの取り組み方法を伝えることができた。
(2) ごみ・エネルギー施策の拠点である「武蔵野クリーンセンター」の活用	安全安心で適切なごみの処理	①R4年度～リチウムイオン電池対策の実施(常時散水設備設置) ②排ガス等の環境基準について、法律より厳しい施設基準値を設定	①クリーンセンターにおける発煙・発火件数の減少につながった。 ②施設基準値以下で継続して運転を行い、安全・安心なごみ処理を行った。
	クリーンセンターのエネルギーに関する機能を最大限生かしたごみ処理のあり方の検討	③運営事業者との連携によるCEMSや蓄電池を活用した地産地消システムの向上	③クリーンセンターが創るエネルギーの地産地消率の向上が図られた。
	さらなるエネルギーの地産地消についての検討	④公共施設における電力調達の最適化を検討 ⑤ムーバスのEV車両へごみ発電電力を供給 ⑥四中自営線の常用化の検討	④公共施設のエネルギー需要特性を分析し、ごみ発電電力のさらなる有効活用のための検討材料を整理することができた。 ⑤ごみ発電電力の余剰分をできるだけ地域で消費するような仕組みを整え(地産地消率の向上)るとともに、市内のCO ₂ 削減に寄与した。 ⑥クリーンセンター等の施設と四中をつなぐ自営線について、非常時用から常時使用への切替えの検討を行い、四中の蓄電池を最大限利用し、エネルギーの地産地消率の向上のための環境整備を行うことができた。
(3) 総合的な視点によるプラスチック対策の推進	プラスチックに替わる素材の利用促進普及啓発	①SNSを活用し、海洋プラスチックに関する情報を発信 ②環境や3Rに関する展示、環境講座を実施【再掲】 ③環境にやさしい買い物キャンペーンを実施(10月)【再掲】	①海洋プラスチックにまつわる現状・課題と、一人ひとりができる対策について周知啓発を行った。 ②楽しみながらごみと環境について考える機会を市民に提供した。【再掲】 ③レジ袋削減とマイバック持参について啓発した。【再掲】
	プラスチック製品等の自主回収や発生抑制に関する事業者への働きかけ	④一般廃棄物の処理責任による市の行政収集と、事業者の自主的な取り組みであるプラスチック製品等の自主回収とのすみ分けを整理し、より効果的な発生抑制の実現のための事業者への働きかけ方について研究	④事業者は容器包装リサイクル法に基づく費用負担により再資源化の責務を果たしており、プラスチック製品等の自主回収は、社会貢献としての善意のサービス展開に位置付けられる。今後も、持続可能な公民連携等の方策を研究していく。
	★新規★	⑤製品プラスチックの資源化収集についての検討	⑤令和9年度から製品プラスチックの資源化収集を予定。これにより、焼却によるCO ₂ 排出抑制を図る。
(4) 新しいごみ問題の研究と対策の推進	新しいごみ問題に関する情報収集及び様々な主体と連携した新しい施策の展開の研究と対策の推進	①ライフスタイルの変化に伴う家庭でのペットボトル使用の増加に対応するため、ペットボトル毎週収集についての検討 ②能登半島地震により被災した石川県珠洲市、輪島市より災害廃棄物を受入れ(令和6年度40.02トン、令和7年度15.66トン)	①令和8年7月からペットボトルを毎週収集予定。並行してマイボトルの普及啓発やプラスチックリサイクルの推進策を検討している。 ②被災地の災害からの迅速な復旧・復興に寄与した。

評価(考察)

・市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和5年度及び6年度は、令和10年度までの削減目標値である588g以下を達成したが、今後も減少トレンドが持続するのかどうか注視していく必要がある。
 ・リユースの取組としては、「むさしのエコポ」の申請を電子化したことにより、利用者が拡大しており、家庭で不用になったものがごみとして処理されることなく、必要な人の家庭で再度有効活用される取組が一層進展した。
 ・令和6年度は家庭ごみ全体の排出量が減少した一方で、危険・有害ごみの排出量は増加傾向となっている。リチウムイオン電池が可燃ごみ、不燃ごみに混入することで収集、運搬又は処理において生じる発火事故を防止するため、適切な分別についての啓発を行ったことにより、リチウムイオン電池を適切に危険・有害ごみとして排出するという行動変容につながっていると考えられる。
 ・総合的なプラスチック対策については、廃棄物に関する市民会議において、総合的な環境負荷の低減を図るため、最適なプラスチックの収集のあり方及びプラスチックの資源化について議論を行い、令和9年度から製品プラスチックの資源化収集を実施予定である。これにより焼却によるCO₂の排出削減が見込まれる。
 ・市民アンケート調査の結果では、武蔵野クリーンセンターのごみ発電等によるエネルギーの地産地消の施策については、満足している割合が51%と高かったほか、ごみ発電電力の活用や武蔵野クリーンセンターの見学者コースの無料開放に関する認知度も高く、比較的満足度も認知度も高い施策といえる。

環境方針3(自然環境) 武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります

施策の方向性	計画記載内容	実施状況	成果
(1)武蔵野市らしい生物多様性の向上	関係課、市民、市民団体等と連携した武蔵野市らしい生物多様性の維持・向上のための施策の推進	①生物生息状況調査の実施(令和6年度) ②基幹ビオトープ「むさしの自然観察園」の運営 ・ホテル等の観察会やワークショップ等の各種イベントを実施	①調査により、生物多様性に関する市の概況を把握した。併せて生きもの観察イベントの開催やいきものコレクションアプリの活用等、市民参加型の調査を実施し、市民の生きものへの理解や関心を深める機会を創出した。 ②年間来園者数は平均3千人程度で推移し、年20回以上実施している子どもを中心としたイベントも定員を上回る回も多く、多くの市民に自然環境について学べる機会を提供している。
(2)量・質ともに豊かな緑の保全・創出	市民や市民団体、事業者等と連携した質の高い緑を保全・創出するための施策の推進	①既存の緑化指導の見直しによる、接道部緑化の充実や緑の質を高める誘導方策を検討	①指導基準の見直し実施に向けて検討中
	広域的な視点で緑を支える取組の推進	②奥多摩・武蔵野の森に関する協定に基づく管理・啓発事業の実施 ③二俣尾・武蔵野市民の森に関する協定書に基づく管理・啓発事業 ④多摩産材の活用による取組の充実 ⑤森林環境譲与税を活用した森林由来クレジット購入による山間部の森林の保全整備の支援とカーボン・オフセットの取組 ⑥友好都市・遠野市との「森林保全の推進等に関する協定」に基づく木材の利用促進や自然体験型森林教育の取組	②③「奥多摩・武蔵野の森」や「二俣尾・武蔵野市民の森」の適切な維持管理を実施するとともに、山林を舞台とした市民参加型の啓発イベントの実施や自然体験機会の提供により、森林を含む自然環境保全に対する一人一人の意識の醸成を図った。 ④公園の木製遊具や公共施設の更新において、多摩産の木材を積極的に活用することで、多摩の自然の保全に寄与した。 ⑤鳥取県と締結した「とつりの森『カーボン・オフセット』パートナー協定」に基づき、鳥取県有林J-クレジットの購入し、鳥取県有林の森林整備の促進に貢献するとともに、武蔵野市の公用ガソリン車が走行中に排出するCO2の削減を図った。 ⑥遠野産木材を活用した「遠野の森ベビーギフト事業(新生児誕生祝い品として木製おもちゃを贈呈)」や、家族ふれあい自然体験事業の中で自然体験型森林教育を実施し、森林の多様な機能を学ぶ機会を市民に提供した。
(3)水循環都市の構築	昭和20年代の水収支を目標とした、市民や事業者等と協力を図った雨水浸透等対策の推進	①「雨水利活用条例」に基づく建築物等への雨水浸透施設等の設置の推進 ②既存住宅への雨水浸透施設等の設置の推進 ・専任の会計年度任用職員による戸別訪問を行い、助成制度を活用した雨水浸透施設等の設置の積極的なPRを実施 ・市報やSNS、環境フェスタなどのイベントでのPRの実施	①条例で市内に建築物等を建築するときは雨水排水計画の届出を義務付けており、毎年、着実に雨水浸透施設の設置数が増加している。 ②個人への雨水浸透施設等の設置助成制度について、専任の会計年度任用職員を雇用し、戸別訪問により積極的にPRを行うことで、特に既存住宅への雨水浸透施設等の設置を促進し、R3～R6年度で約450㎡/h(助成金交付に限る)の対策を行うことができた。
	地盤沈下や地下水位の低下に留意した適切な揚水量の確保	③東京都環境確保条例に基づく地下水揚水施設の揚水量調査の実施	③吐出口断面積が21㎡以下の揚水施設84施設(6㎡以下は揚水量の制限あり)について、揚水を行った日毎に揚水量を記録し、年1回揚水量報告書を市へ提出することを義務付けており、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水位の低下の防止に寄与している。
(4)農地・農業を軸とした環境施策の推進	複合的な視点からの、農地を保全するための各種施策の推進	①特定生産緑地制度の周知 ②都市型認定農業者制度の創設、運用 ③農具、資材、堆肥等の購入補助	①生産緑地法に基づく令和4年の特定生産緑地制度(指定から30年経過した生産緑地が指定の対象)への移行については、農業委員会やJA東京むさし武蔵野地区と連携し、9割以上の農地が移行し、農地の保全が行われた。 ②③農業者に対する各種支援を通じて、農地の保全を推進している。
	農産物を流通させるためのエネルギー消費や農産物に係る食品ロスといった視点も取り入れた農業の振興	④地産地消を推進する取組を継続実施 ⑤JA東京むさし武蔵野地区と連携し、イベントにおいて食品ロスを意識したメニューの試食会等を実施 ⑥イベントや補助等の実施 ・農産物品評会 ・JA東京むさし武蔵野地区の農業振興事業への補助	④市内産農産物の地産地消を推進することで、フードマイレージを減らし、輸送距離の短縮による、エネルギー削減やCO ₂ 等排出量の削減効果が期待される。 ⑤試食会を通じて来場者に具体的な食品ロスの取り組み方法を伝えることができた。 ⑥イベントや補助等を通じて農業の振興を図った。

評価(考察)

・生物多様性の向上に関する施策については、自然観察園の運営や市内生物生息状況調査の実施等により、市民への啓発や学びの機会の提供を進めているところであるが、R6年度に実施した市内生息状況調査の実施方法については学術的な課題も確認されたことから、今後の実施方法の見直しとあわせて、市民への効果的な啓発手法の検討が必要とされる。

・広域的な緑を支える取組としては、二俣尾や奥多摩の森において、市民が森林に触れ、学ぶ機会を提供するとともに、公園遊具の更新等に合わせ、多摩産材を積極的に活用するなど、多摩の森林保全に関する取組を推進した。また、カーボンニュートラルの視点も取り入れながら、森林環境譲与税を活用し、鳥取県や遠野市などの友好都市等の森林保全や木材利用の促進を図っている。

・一方で、市内の質の高い緑を高めるための市民や事業者等への誘導策については、緑化指導基準の見直しに向けて検討中であり、今後の見直しによる効果が期待される。

・市内で建築物等を建築する際は、条例に基づき、雨水浸透施設の設置が着実に進んでいるとともに、既存住宅への戸別訪問等によるPRや助成金制度の充実により、少しずつではあるが将来目標(昭和20年代の水準)に向けた水収支の改善が進んでいる。

・農地の保全及び農業振興について、農業委員会やJA東京むさし武蔵野地区等の関係機関と連携を図りながら、継続した取組を行うことができてはいるが、一方で相続による根本的な減少を食い止めるには基礎自治体のみでは取組に限界があるため、今後も引き続き農業委員会等を通じて、国や都に対し、税制の要望等を行っていく。

・市民アンケート調査の結果では、「自然環境」の施策に対する満足度は、各環境方針の中で最も高い。特に公共の緑が質・量ともに充実していることへの満足度は高く、公園や街路樹の整備が進んでいることが日常生活の中で市民に実感されていると思われる。同時に、市が優先的に取り組むべき環境施策でも、「豊かな緑の保全・創出・活用」が最も高く、市民の緑の充実への期待が大きいことが伺える。

環境方針4(都市環境) 環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します

施策の方向性	計画記載内容	実施状況	成果
(1)環境に配慮した公共施設の建築、整備の推進	公共施設の環境配慮基準の設定	①建築物のエネルギーに特化し、エネルギー消費性能水準を「ZEB Ready」、創エネ設備を原則設置とした整備水準を定めた「公共施設の環境配慮指針」を作成 ②公共施設(建築物)における環境配慮、防災対策、施設の長寿命化を考慮した設備設計基準の策定	①令和5年6月以降、対象となる建築行為(本町コミュニティセンター・武蔵野温水プールの改築等)に指針を適用し、設計を進めている。 ②令和7年4月以降、建替え改築・複合化整備・大規模改修等の設計時に適用している。
	道路、公園等の建築物以外の公共施設における緑の確保や、雨水浸透の視点を持った整備の推進	②雨水利活用条例を改正し、令和2年度より雨水浸透等対策を行う対象を建築物だけでなく道路、公園、広場、駐車場等へ拡大し、雨水排水計画の届出を義務化 ③交通量が少ない生活道路の改修工事で透水性舗装を実施 舗装面積:6,176.5㎡(R3～R6年度の合計値) ④歩道が整備されている複断面道路において道路雨水浸透ますを新設 設置基数:17基(R3～R6年度の合計値)	②東京都の施設も含め、市内の道路、公園等の整備において、雨水排水計画の届出を義務化しており、着実に環境に配慮した整備が進められている。 ③4市の管理道路において、透水性舗装や道路雨水浸透ますの整備を進めることで、雨水の下水道及び河川への流出の抑制を図るとともに、地下水のかん養を促進した。
	グリーンインフラの整備についての検討	⑤雨庭などのグリーンインフラのさらなる普及に向けて、先行自治体の導入事例や状況、国等による技術指針、ガイドライン策定等の状況を注視しながら研究を実施。 ⑥東京都の「流域対策等強化・推進事業補助」を活用したグリーンインフラ(雨庭)の試行的整備についての検討(R7年度)	⑤R4～R6の3か年で、「NPO法人雨水まちづくりサポート」が、むさしのエコリゾートの敷地で実施した『武蔵野台地における『雨にわ』によるNbSの普及・実証事業』へ協力し、市職員向けのワークショップや実証実験で得られた結果の報告等を通じて、雨にわに関する参加者の意識醸成や知見を深めることができた。なお、『武蔵野台地における『雨にわ』によるNbSの普及・実証事業』は、第5回グリーンインフラ大賞「国土交通大臣賞」を受賞している。
(2)環境負荷の低い交通体系の構築	人も車も使いやすい道路空間の整備	①武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画の策定(令和5年8月) 施工延長:724.1m(R3～R6年度の合計値)	①歩行者優先を基本に、歩道の有効幅員や路面の平坦性・勾配の確保等、安全で快適な歩行空間の整備を推進した。
	渋滞緩和、二酸化炭素を排出しない乗り物である自転車の走行・駐輪環境の整備	②ムーバスアンドパーキング事業の実施 ムーバーク利用状況 ※利用台数:84,002台(R3～R6年度までの合計) ③市道の自転車走行空間の整備の進展 整備率:75.2%(R6年度末時点) ④利便性を高める自転車駐車場の整備と利用体系の再編 ・一時利用の満車・空車情報の提供 ・定期・一時利用区分や利用料金、定期使用期限の適正化 ・大型自転車(子ども乗せ電動アシスト自転車などの)駐車区画の整備	②マイカーでの移動距離が減少したことにより、排出ガス及びCO ₂ 削減に寄与した。 ③自転車走行空間の整備が進んだことにより、交通混雑緩和に寄与した。 ④自転車利用が促進され、自動車利用が減ることにより、排出ガスやCO ₂ 削減等、環境負荷の低減につながった。
	グリーンなエネルギーを使用する自動車・地域公共交通の普及啓発・利用促進	⑤コミュニティバス・ムーバス運行事業の普及啓発 桜まつり等イベントでの展示、ムーバス30周年記念イベントやシンポジウムを開催予定 ⑥ムーバス車両の切替に合わせたEV車両の導入(令和7年度1台)	⑤⑥身近な地域交通であるムーバスにEV車両を導入し、グリーンセンターで発電した電力を供給することで、環境負荷の低い地域公共交通及び自動車のさらなる普及と啓発を目指した。
	街路樹の整備	⑦水と緑の軸(玉川上水・千川上水・仙川で構成される水辺と周辺の緑空間)・緑の軸(街路樹や並木で構成される緑の空間)を構成する水辺と街路樹などの緑を創出	⑦玉川上水の緑の保全に向けた関係機関との連携、千川上水の散策路の整備、「仙川水辺環境整備基本計画の評価と今後の方向性について」の作成など、道路緑化を推進した。これにより、生物多様性・雨水浸透・延焼防止効果・ヒートアイランド現象緩和などの効果が期待できる。
	透水性舗装の整備	⑧交通量が少ない生活道路の改修工事で透水性舗装を実施【再掲】	⑧市の管理道路において、透水性舗装や道路雨水浸透ますの整備を進めることで、雨水の下水道及び河川への流出の抑制を図るとともに、地下水のかん養を促進した。【再掲】
(3)環境を切り口とした住宅施策の展開	住宅の省エネ化、断熱化、低炭素化に関する施策の展開	①効率的なエネルギー活用推進助成制度 ・助成対象設備の見直し(費用対効果(CO ₂ 削減)の高い設備等を選定) ・助成対象経費の拡大 ・助成対象者にマンション管理組合を追加 ②「武蔵野市建築物環境配慮指針」に基づく住宅の省エネ化・断熱化等の誘導 R3～R6年度の協議・調整件数は1814件	①太陽光パネル付き住宅、燃料電池コージェネレーションシステムの普及、既存住宅の断熱化が進んだ。 ②まちづくり条例の協議及び建築計画の事前調整において、断熱化や省エネ化等の環境配慮事項10項目に関する協議・誘導を行うことにより、民間建築物の環境性能の向上を図った。
	住宅の廃棄物を抑制する観点から住宅の長期使用のための施策の展開	③長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期優良住宅建築等計画を581件認定(R3～R6年度まで)	③基準を満たす住宅の増加により、建て替えサイクルが長期化することで、住宅の解体や除去によって発生する建設廃棄物が削減され、環境への負荷が軽減された。
	景観向上及び住宅ストックの活用の観点から空き住宅対策等の展開	④空き住宅等の予防・適正管理・利活用の促進 ・随時通報に対して現地調査等を行い、管理不全兆候のある建物の所有者に対して適正管理通知を发出 ・管理不全空家等を認定し、指導文書の发出 ・租税特別措置法(空き家等の譲渡所得の3,000万円控除)対応(確認書の発行事務) ・空き家対策セミナー及びパンフレット発行(各年度1～2回開催) ・空家等適正管理審議会(各年度1回開催)委員に対して各年度の空き家等の状況の報告 ・住まいのなんでも相談室(毎週木曜日開催)にて専門家に無料で相談できる機会の創出	④空き住宅等の所有者等への相談支援、啓発、指導等により、管理不全状況の空き住宅等の改善、解消を進めることで、地域の良好な住環境の保全を図った。
(4)まちと調和した景観、美観の向上	「武蔵野市景観ガイドライン」に基づく、まちと調和した景観形成の推進	①景観ガイドラインに基づく事業者との景観協議の実施	①既存樹木の保存や地域特性に合った外壁色、沿道景観の創出により、まちと調和した景観形成を図れた。
	屋外広告物の規制のあり方の検討	②屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例に基づく規制 ③景観ガイドラインに基づく事業者との景観協議の実施【再掲】	②屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例に基づき、適正な規制を行いながら、まちの良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止を図った。 ③まちづくり条例による協議や建築計画の事前調整において、景観ガイドラインに基づき、周辺環境と調和するよう屋外広告物のデザインや大きさ等の配慮・誘導を進め、良好な景観の形成を図った。
	無電柱化のさらなる推進	④景観道路計画の策定(R5年3月) ・市道第16・177号線の無電柱化整備の実施 ・その他路線の整備の検討	④無電柱化の整備を進めることにより、質の高い景観を創出することができた。
	市民等と連携した路上喫煙・ポイ捨て対策の推進	⑤まちの美化と受動喫煙防止の推進 ・市内3駅周辺に設置した喫煙トレーラーハウスの利用促進 ・吉祥寺の路上禁煙地区の拡大決定 ・吉祥寺イーストエリアへの喫煙トレーラーハウスを新規設置 ・各種啓発の実施	⑤喫煙可能な場所を限定することにより、路上禁煙地区内の路上喫煙や吸い殻のポイ捨てを改善し、まちの美化と受動喫煙防止につながった。
	落書き対策等のまちの美化に関する施策の推進	⑥落書き消去作業の継続実施 年間平均367件(R3～R6年度)	⑥R4年度から実施方法を委託に変更し、より効率的・効果的に落書き消去作業を実施することで、まちの美化向上を図った。

評価(考察)

・公共施設については、環境配慮指針や設備設計基準に基づく環境配慮型の建築物等の設計・整備が進んでいるほか、雨水利活用条例による道路等のインフラ整備における浸透機能の向上や、グリーンインフラの整備などの新たな試みもなされ、公共施設全体において、環境配慮の視点が徹底された整備が着実に進んでいる。
 ・渋滞緩和や環境負荷の少ない交通手段としての徒歩・自転車に対する施策については、安全で快適なバリアフリーの歩行空間の整備や生活道路の透水性舗装の整備が進んだほか、街路樹などの緑の創出、自転車走行空間や駐車場の整備や利用体系の再編などにより、徒歩や自転車の利用が促進されたと考えられる。また、身近な公共交通であるコミュニティバス・ムーバスについては、R7年度に30周年を迎え、記念イベントやシンポジウムを通じて更なる普及啓発を図っていくとともに、EV車両の導入も予定しており、環境負荷の低い地域公共交通の利用促進が期待される。
 ・住宅施策については、創エネ・省エネ設備設置費の助成制度の拡充や建築物環境配慮指針に基づく協議・調整により、太陽光パネル付き住宅や、既存住宅の断熱化、省エネ住宅の普及が進んだ。また、法に基づく長期優良住宅の建築を促進し、住宅廃棄物の抑制を図っているほか、管理不全空き屋の指導や、空き屋対策セミナーの開催や専門家による無料相談の提供などにより、総合的な空き屋対策を実施し、景観の向上及び空き住宅等の利活用の促進を図っている。
 ・景観に関する施策については、市内の建築計画に対し、景観ガイドラインに基づき、周辺環境と調和した外壁色や沿道景観、屋外広告物への配慮等を誘導することにより、地域特性に配慮した良好な景観形成を図っている。また、景観道路計画に基づき無電柱化の路線整備を進め、質の高い景観を創出したほか、市民連携による路上喫煙・ポイ捨て対策や新たな喫煙トレーラーハウスの設置により、まちの美観の向上を進めた。
 ・市民アンケートの結果では、「放置自転車対策」や「街中のごみや落書き対策」に対する満足度の割合が比較的高かった。いずれも日常生活の中で目にするものであり、まちの景観について満足度が高いことが読み取れる。

環境方針5(公害・災害) 安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します。

施策の方向性	計画記載内容	実施状況	成果
(1) 典型的な産業公害等への対応	公害防止条例の改正等の時代に合致したルールづくりの検討	—	生活型公害の増加など、公害の中身は変化してきているものの、現状の苦情相談に対応する中で、公害防止条例を含め、現行例規類の改正や新ルールの整備の必要性までは生じていない。
	まちなかの臭気対策の推進	①吉祥寺活性化協議会や商店会など地域と連携した臭気抑制対策の促進 ②令和2年度より開始した「LINE通報システム」の活用 臭気情報を収集し、通報箇所について調査を実施 臭気発生源となるビル等の管理者については、改修費用の助成制度について説明の上、改修を依頼 ③発生源が特定できない場所への雨水ますへの防臭リッド設置	①②③LINE通報及び電話等による市への臭気に関する苦情件数は、R6年度(24件)はR3年度(55件)の半分以下まで減少してきており、まちなかの臭気問題は改善が図られている。
(2) 生活型公害に関する啓発の推進	解決に向けた当事者への適切な助言や、トラブルの発生を防ぐための啓発の推進	①騒音や臭気等の生活型公害の相談・苦情への対応 典型7公害以外の一般家庭等を発生源とする相談苦情件数は、全体の約7割	①家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、法や条例等の基準による規制になじまない側面があるため、マナーの順守や、近隣への理解を求めるなどの助言を行い、可能な範囲で適切に対応している。また、ペットに関する苦情については、マナープレートの配付や犬の飼い主への啓発チラシの配付等を行い、未然防止につなげている。
(3) 人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保	従来からの愛護動物に関する啓発や飼い主のいない猫対策の継続的な実施	①動物愛護週間事業の実施 ②獣医師会武蔵野三鷹支部と連携による啓発事業の実施 ③地域環境協働事業(地域猫対策)の実施	①動物愛護週間に、地域のNPO団体や学生サークルの協力を得て、犬と猫の譲渡会を実施することで、保護動物に関する市民の理解を深めるとともに、ペットの終生飼養の啓発を行った。 ②獣医師会武蔵野三鷹支部と共催での動物セミナー(犬のしつけ方教室)を実施することで、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めた。 ③むさしの地域猫の会へ地域環境協働事業補助金を継続して交付し、地域猫対策を実施することで地域環境の改善及び向上を図った。
	災害時のペット対策等、社会における愛護動物のあり方についての関係機関と協力した取組	④獣医師会武蔵野三鷹支部と連携による事業の実施 ⑤要支援動物の相談支援事業の実施	④獣医師会武蔵野三鷹支部と連携し、ペット防災の啓発動画の作成や、ペット防災相談及び総合防災訓練時に同行避難訓練等を実施することで、災害時のペット対策を推進した。 ⑤近年増加している動物の飼育に関する問題に対応するため、R4年度より要支援動物の相談支援事業を開始し、動物の健康及び安全を保持するとともに、社会的支援が必要な飼い主へのサポートを行うことができた。
	害獣害虫の適切な捕獲駆除等の対応と市民等への注意喚起	⑥スズメバチの単駆除費用助成の実施 ⑦ハクビシン・アライグマ対策事業の実施 ⑧ねずみ防除対策事業の実施 ⑨吉祥寺駅周辺環境改善対策協働事業の実施	⑥R7年度より助成制度の対象をスズメバチに限定し、ハチの対処方法について、啓発を行っている。 ⑦・⑧専門的な知見を有する専門機関と連携を図りながら、ハクビシン・アライグマ、ネズミ等について、防除対策を進めた。 ⑨吉祥寺駅周辺の環境改善を図り、クリーンな街を維持していくため、R7年度に市と街の事業者との協働事業として、ねずみ防除対策を実施している。
(4) 環境問題に起因する災害への対応	災害の視点も踏まえたエネルギーの地産地消のさらなる展開	①市内における創エネ設備(太陽光発電・燃料電池等)の設置の推進 ・家庭向けに効率的なエネルギー活用推進助成制度を実施 ・公共施設の新築・増改築の際に、創エネ設備を原則設置(公共施設環境配慮指針)	①効率的なエネルギー活用推進助成金における太陽光発電設備の助成申請件数は5年前に比べ約4倍に増加している。また、公共施設環境配慮指針に則り、公共施設の改築の際には太陽光発電設備を設置しており、太陽光発電設備の普及により災害時のエネルギー確保に寄与した。
	水害軽減のための公共施設における雨水貯留浸透施設の設置	②「雨水利活用条例」の全部改正(令和2年度) 建築物だけでなく道路、公園、広場、駐車場等への対象施設の拡大や雨水排水計画の届出を義務化し、環境負荷低減の更なる推進に向けた継続的な取組みを実施 ③令和6年度より、3か年かけて雨水管理計画(仮称)を策定中 <参考> 頻発化・激甚化する水害に対応するため、下水道施設による浸水対策を実施すべき区域や目標整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定め、計画的かつ段階的に浸水対策を推進する計画が雨水管理計画(仮称)である。	②市内に建築物等を建築等するときは雨水排水計画の届出を条例で義務付けており、民有地に限らず公共施設においても、雨水浸透施設等の設置を推進している。 ③下水道施設による浸水対策を効率的・効果的に進めることを目的とした雨水管理計画(仮称)は、令和8年度中に策定予定。
	透水性舗装の整備	④交通量が少ない生活道路の改修工事で透水性舗装の実施 舗装面積: 6,176.5㎡(R3~R6年度までの合計)	④透水性舗装の整備を進めることで、雨水の下水道及び河川への流出の抑制を図るとともに、地下水のかん養を促進した。
	民有地での雨水浸透施設等の設置の指導や助成制度のPR	⑤民間の住宅等に対する雨水浸透施設や雨水タンクの設置助成 ⑥雨水浸透施設設置費用の助成制度などについてのPR 会計年度任用職員の戸別訪問による案内や、市報・SNS・イベント等でPRを実施	⑤雨水の下水道への流出を抑制するため「雨水利活用条例」で市内に建築物等を建築等するときは雨水排水計画の届出を義務付けており、毎年、着実に雨水浸透施設の設置数が増加している。 ⑥住宅への雨水浸透施設等の設置助成制度について、専任の会計年度任用職員の戸別訪問によるPRや、市報・SNS・イベントなどでのPRを行ったことで、雨水浸透施設等の設置促進が図られた。
	民有地の緑の保全創出等の推進	⑦緑化指導やまちづくり条例に基づく、新築時などの機会を捉えた緑化協議を実施	⑦市内の緑被率がR6年度調査において、平成28年度調査に比べて24.3パーセントから24.4パーセントに0.1ポイント上昇した。これにより、植物や土壌の保水作用による雨水貯留効果・雨水流出緩和効果が期待できる。

評価(考察)

・増加傾向にある生活型公害については、近隣同士が相手の立場を理解し、近隣との良好な人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと考えられるため、今後は地域における孤立化の防止と、生活マナーに対する市民一人ひとりの意識啓発を図っていく必要がある。

・社会におけるペットの位置付けが変化してきたとともに、ペットの頭数が増加傾向にある中で、災害時の対策や飼い主の高齢化等によるペットの飼養困難などの新たな課題や社会問題に対応するための対策は着実に進められている。

・市の助成金による後押しとともに、R7年度から大手ハウスメーカーを対象に都内の新築一戸建住宅などに太陽光発電パネル設置が義務付けされたことから、今後、住宅用太陽光発電設備の大幅な増加が見込まれることにより、分散型エネルギーの確保が進むとともに、蓄電池とのセットの導入により、地域レジリエンスの更なる向上につながるものと考えられる。

・条例による義務付けや助成制度等の活用により、公共施設や民有地での雨水貯留浸透施設の設置や透水性舗装の整備等が着実に進み、雨水の流出抑制が図られているとともに、さらに目の前の頻発化・激甚化する水害に対応するため、計画的かつ段階的に浸水対策を推進する雨水管理計画(仮称)の策定が進められており、今後の対策が期待される。

・市民アンケート調査の結果では、日常生活の中でまちなかの臭気や騒音を感じる事が少なく、公害対策についての満足度が高いという結果だった。また、都市型浸水害への対策については、満足・不満足の見解どちらも低く、水害被害のある地域も限定されることから対策自体が認知されていない可能性が高い一方で、市が優先的に取り組むべき施策としての要望は比較的高く、近年激甚化・頻発化して問題となっている都市型水害への関心の高さは伺える。